

養育費の受け取りを支援します

～柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金について～

養育費について・・・

こどもが自立するまでの生活費・医療費・教育費用などのお金を《養育費》といいます。
 こどもを育てる親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。
 両親が離婚をして離れて暮らすことになっても、親子である関係は変わりません。
 両親で養育費の支払い計画を立て、その約束事を書面に残しておくことが大切です。

1. 公正証書・調停調書作成費用の補助

上限 17,000円

(公証人手数料又は家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代、連絡用の切手代)



2. 養育費保証契約費用の補助

上限 50,000円

(保証会社と養育費保証契約を締結する際の初回保証料)

公正証書について・・・

※柏公正役場ホームページ参考

公正役場の公証人が作成する公文書のことです。

離婚の場合には、離婚条件（決めたこと）をまとめた書類を作成します。

公正証書であれば、給料や預金・不動産などの資産を差し押さえることができます（強制執行）。

差し押さえをするためには、公正証書中に「強制執行を認諾する」という条文が必要です。



柏公正役場
ホームページ

調停の申し立てについて・・・

※裁判所ホームページ参考

養育費について当事者間で話し合がまとまらない場合や、話し合ができない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てて、養育費の支払を求めるすることができます。調停などの裁判所の手続で取り決めた養育費の支払がない場合は、強制執行の手続きをとることができます。



裁判所ホームページ

離婚や養育費などにお悩みのかたは、
お気軽にご相談ください。

母子・父子自立支援相談（こども福祉課内）
電話：04-7167-1455(9時～16時)

【お申込み・お問い合わせ先】

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

柏市こども部こども福祉課（本庁舎別館3階）

電話：04-7167-1595

(裏面に続きます)

対象者

申請日において柏市に居住し、住民基本台帳に記録をされ、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすかた。

- 1 児童扶養手当の支給を受けているかた又は同様の所得水準にあるかた（児童扶養手当の申請予定である）
- 2 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養しているかた
- 3 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた
- 4 養育費の取り決めに係る債務名義を有しているかた
- 5 過去に同一区分の補助金を交付されていないかた

必要書類

補助金交付申請書兼実績報告書に、次の書類を添付して提出してください。

- 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
 - 世帯全員の住民票の写し
 - 児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当受給者に限ります）
 - 対象経費の領収書等
(領収書は原則宛先、領収年月日、領収金額、取引内容、領収者の住所、氏名及び領収印があるもの)
 - 養育費の取り決めが確認できる債務名義
 - 保証会社と締結した保証期間を1年以上とする養育費保証契約書
(公正証書等作成に要する費用を請求する場合については不要です)
 - 個人情報の取り扱いに係る同意書
 - その他、市長が必要と認めたもの
- * 公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができます。

手続きの流れ

補助金交付の申請（実績報告）

公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年内に必要書類をそろえて、こども福祉課に申請してください

補助金交付の決定

申請書類を市が審査し、補助金交付決定通知書及び補助金交付請求書を送付します

補助金交付請求書の提出

補助金交付請求書に必要事項を記入し、こども福祉課に提出してください

補助金の交付

補助金を指定の金融機関に振り込みます